

裁許証文〔A〕

(表紙)

「元禄之度玉村つうせんと通船出入申立

宿方へんとうしよきしあけ返答書差上

御裁許被おんさいよお仰渡おほせ申御証文写

須賀庄兵衛

(中略)

御証文之写

上野国那波郡玉村せとうじん与同郡倉賀野町舟道ふねみち 諍論之事、玉村之者申候
 八、八十年余以前、伊奈備前守いなべのまへ「御代官所之節馬次ニ申付、烏川
 通どおり諸村往來之」荷物之外ほか、舟ふねニ而積送儀、致いた之間鋪定ニ候故、
 相背候あひさむかひ「節荷物押お之、重おも而積つみ通問數由為な致いた手形、四十」年
 已來いま數十通取と置お之候、然しかニ倉賀野町之者「近年不用之由訴出ニ
 付、双方召寄令おほせ糺明あやせ之処、」倉賀野町并神山村・高崎・三友・落合・
 阿久津」等之舟主共之手形てがみ離はな有あ之、先年備前守定「置候証文者
 致いた燒失やけど由申之間、向後倉賀野町者」勿論、諸村舟積之荷物相
 対たい次第積送、玉村之者」一切不可い妨たが之、仍な為な後証あ双方江
 書か下之者也

元禄四年辛未二月六日

稻伊賀(稻生正照)

松美濃(松平重良)

能出雲(能勢頼相)

北安房(北条氏平)

本紀伊(本多正水)

小佐渡(小笠原長重)

(後略)